土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)......

山陽都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 ( 都市計画課 ) ......

漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意 (水産振興課)....

Ξ

四 四

(環境政策課)....

П

(森林整備課)………三保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知の内容の要旨及び掲示場所

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

目

次

11月18日 (金曜日)

平成 23 年

Щ

争議行為の通知.....

五

五五

公共測量の実施 (監理課)...... 基本測量の実施 ( 監理課 ) .....

# 山口県告示第四百三十六号

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

縦覧に供する。 評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年十一月十八日から同年十二月八日ま での間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

平成二十三年十一月十八日

山口県知事 井 関 成

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 所 宇部興産株式会社 宇部市大字小串ー九七八番地の九六

工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 所在地 宇部市大字小串ー九七八番地の一〇 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区

Ξ 特定施設に関する事項

種類、構造及び使用時間間隔等

第四十	備考「四	四六一二	種類
-六号の有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。	四六―二」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)引	∜ 000	(Nm³)/時力構
		平成二四、一〇	年予工 月 着 日定手
		平成二四、五	年予工 月 第 日定成 造
		平成二四、	年予使 月 開 日定始
		連続	間使用時 使隔間
		二四時間	時リー 一日 一日当 間用た 方
	別表第一	変動なし	動季 の節 概的 要変

//

"

五

六〇一・七

八五

三七・

七七・五 常

七七・五

最

m³

月亮

日定

年 月 日使用開始予定

設

常

最

 $\widehat{m}^3$ 

六

 $(\underline{\phantom{a}})$ 

排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

場所定に係る保安林の所在指定施業要件の変更予

通知の内容の要旨

# 山口県告示第四百三十七号

П

百八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。 三十条の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不分明であるため、 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 同法第

その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。

Щ

平成二十三年十一月十八日

山口県知

事

=

井

関

成

的さし保 れて安 た指林 目定と 定施業要件変更に係るお

住 所 氏名又は名称 称林所有者又は登記した権

の今 が相続人

七八二の一周南市大字須万字堂ノ岡

出土

の砂

防の 備流

樹栽限立 種の度木 方法びに 及び植 び植の

九 ″ 七

九" 第 " 11

11

11

字下長谷

11

11

字上長谷

11

11

11

11

三三四三の 11 11

通知の内容を掲示した場所 周南市役所

# 山口県告示第四百三十八号

同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。 同法第百五条の 漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する |第三項の規定による届出を審査した結果、 次の区域及び区分について

平成二十三年十一月十八日

山口県知 事 \_ 井 関

成

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、 山陽都市

に備え置いて縦覧に供する。

(「次の図」は、

省略し、

その図面を山口県土木建築部砂防課及び和木町企画総務課

急傾斜地の崩壊

Ξ

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

井 関

成

区域の名称

瀬田(10) (二) (2) **瀬田**(二) (3) 関ヶ浜二①、 瀬田(11)、 関ヶ浜二2、 瀬田(14)、 瀬田 瀬田((5) (12) 関ヶ浜二3、関ヶ浜二4、関ヶ浜二5、 瀬田(二)(13)、 瀬田((6)、 瀬田二(14)、 瀬田((7) 瀬田(15) 瀬田(1)(8)、 瀬田(16) 瀬田二(1)、 瀬田(1)(9) 瀬田二

| 区域の範囲

**瀬田**(二)(18)

瀬田(19)

瀬田二(20)

和木二(1)、

和木二(2)

次の図のとおり

 $\equiv$ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」は、 省略し、 その図面を山口県土木建築部砂防課及び和木町企画総務課

大字郡、

大

区域の名称

関ヶ浜(三)

区域の範囲 次の図のとおり

第五十七号) 第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定す

Ξ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」は、 省略し、 その図面を山口県土木建築部砂防課及び和木町企画総務課

平成23年11月18日

平成二十三年十一月十八日

山口県知事

=

井

関

成

関ヶ浜(17)、関ヶ浜(18)、関ヶ浜(19)、

関ケ浜(二)(10)、

関ヶ浜(11)、関ヶ浜(12)、 関ヶ浜(5)、

瀬田

関ヶ浜(16)、

関ヶ 浜 (1)、 区域の名称

関ヶ浜(-2)、関ヶ浜(-3)、関ヶ浜(-4)、

分

(一) (1) **瀬田** (2)

瀬田(3)、瀬田(4)、

瀬田(5)、

**瀬田**(-)(6)

瀬田(7)、瀬田(8)

木(二1)、和木(二2)、

和木(-)(3)

**瀬田** (17)

瀬田(18)、瀬田(19)

**瀬田**(-)(20)

**瀬田** (一) (21)

**瀬田** (22)、(22)、

**瀬田** (23)、(23)、

和

区域の範囲

次の図のとおり

瀬田(-9)、瀬田(-10)、瀬田(-11)、瀬田(-12)、瀬田(-13)、瀬田(-14)、瀬田(-15)、瀬田(-



## (三四〇) 基本測量の実施

第 2309 号

国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、 国土交通省

平成二十三年十一月十八日

山口県知事  $\equiv$ 井 関 成

基本測量 (ジオイド測量)

作業の種類

山口市、岩国市、 作業の地域 柳井市、 玖珂郡和木町並びに熊毛郡上関町及び平生町

平成二十三年十二月一日から平成二十四年二月二十九日まで

作業の期間

## (三四一) 公共測量の実施

第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり 公共測量を実施する旨の通知がありました。 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十三年十一月十八日

井

関 成

作業の種類

作業の地域 公共測量 (空中写真測量)

岩国市及び阿武郡阿武町

作業の期間 平成二十三年十月二十日から平成二十四年二月二十九日まで

山口県知事 =

争議行為の通知

口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。 労働関係調整法 (昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、

Щ

平成二十三年十一月十八日

山口県知事 井 関

成

- 賃金引上げの要求に関する件
- 諸手当の改善の要求に関する件
- 年末一時金の要求に関する件
- 労働条件の改善の要求に関する件
- 増員の要求に関する件

平成二十三年十一月十九日以降本問題の解決に至るまでの期間

Ξ

する全職場 総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事

### 兀

あらゆる形の争議行為を実施する。

平成二十三年十一月十八日発行 平成二十三年十一月十八日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁